

広島市告示第280号
令和元年10月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ウォンツ庚午中店
 - (2) 所在地 広島市西区庚午中三丁目15番地19ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
 - 有限会社森川不動産
代表取締役 森川 幸二
広島市西区古江新町13番9号
 - アセットビス合同会社
代表社員 杉本 眞富子
広島市西区庚午中四丁目21番26号
 - 宮本 里美
広島市佐伯区五日市中央四丁目1番3号
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)	駐車場東側	1か所
(変更後)	駐車場東側	1か所
	駐車場西側	1か所
- 4 変更年月日
令和元年10月1日
- 5 届出年月日
令和元年9月30日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年10月18日から令和2年2月18日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年2月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課